

日本体育測定評価学会
名誉会員に関する内規

平成27年2月27日理事会承認

平成27年2月28日総会承認

1. 会則第4条3)に基づき、名誉会員に関する内規を設ける。
2. 名誉会員は、年齢70歳以上で、特に学会に対して功績のあった者とする。ただし、会員および役員
の任期中に名誉会員になることはできない。
学会への功績は、
 - 1) 学術的功績（体育測定評価学あるいは体育・スポーツ科学に関する著書，論文，学会発表，研究者育成等）
 - 2) 学会運営に対する功績（日本体育測定評価学会にあたっては，理事，評議員等，（一社）日本体育・スポーツ・健康学会にあたっては，理事，代議員，専門領域役員等）によって評価する。
3. 会員以外で特に本学会に功績のあった者については，別に審議する。
4. 理事会は，年度毎に（一社）日本体育・スポーツ・健康学会から提供される名誉会員候補者リスト等に基づき審議し，本人の承諾を得た上で総会に推薦する。総会で承認が得られたら，その次年度から名誉会員となるものとする。
5. 名誉会員の恩典は次のとおりとする。
 - 1) 年度会費の免除
 - 2) 学会大会参加費の免除
 - 3) 日本体育測定評価学会が発行する学会誌等の寄贈
6. 選挙権および被選挙権を有しない。

（附則）

- 1 本内規は，平成27年4月1日より適用する。
- 2 本内規は，2020年3月9日，一部を改正し施行する。
- 3 本内規は，令和4年3月5日，日本体育学会の学会名称変更に伴い文言を修正し施行する。